告　示

長野県告示第67号

　地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

　　令和８年２月24日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
　弁護士法人一番町綜合法律事務所
　東京都千代田区紀尾井町３番12号紀尾井町ビル
２　委託した公金事務の内容
　林業・木材産業改善資金に係る元金及び違約金の収納事務
３　指定公金事務取扱者として指定した日
　令和７年６月３日
４　委託期間
　令和７年７月１日から令和８年３月31日まで

信州の木活用課

公　告

公告

　建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

　　令和８年２月24日

長野県知事　阿　部　守　一

１　免許の取消しをした年月日
　令和８年２月17日
２　免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
　金　田　耕　一
　二級建築士　長野第6053号
３　免許の取消しの理由
　建築士法第９条第１項第２号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

　次のとおり落札者を決定しました。

　　令和８年２月24日

長野県松本養護学校長　永　田　寛　尚

１　落札に係る借入をする物品等及び数量
　仮設校舎　一式
２　契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
　(1)　名　称　長野県松本養護学校
　(2)　所在地　長野県松本市大字今井1535
３　落札者を決定した日
　令和８年２月９日
４　落札者の名称及び所在地